

第 1 章 生涯学習の背景と取組

生涯学習とは

生涯学習とは、学校教育、家庭教育*、社会教育、企業内教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動など、人々が生涯において様々な場や機会に行う、あらゆる学習活動のことを意味します。

生涯にわたって学ぶということは、ライフスタイルやビジネスを充実させるための知識の修得だけでなく、生きがいやウェルビーイング*に結びつきます。また、学習によって地域のつながりをもたらし、よりよい人間関係が生まれ、豊かで住みよい地域が実現されます。そして、学習した人々が地域の担い手として地域づくりに参加し、学習の成果をまちづくりに生かしていくことが期待されています。

「教育基本法」第3条では、生涯学習の基本理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現がはからなければならない。」と規定されています。

*：巻末用語解説一覧表を参照

第1節 国の動向

「生涯学習」ということばの基となった「生涯教育」という概念がわが国で初めて使用されたのは、昭和56年の中央教育審議会の答申でした。

昭和60年から同62年の臨時教育審議会答申では、「生涯教育」という表現を改めて、学習者の視点に立った「生涯学習」を用い、学歴社会の弊害を是正するとともに、学習した成果が適切に評価される社会を形成した上で、家庭・学校・地域など社会の各分野の広範な教育・学習の体制や機会を総合的に整備していく必要がある旨を生涯学習体系への移行として提言しました。平成2年6月には、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定されました。また、平成4年、生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」が出され、それ以後、生涯学習関連の様々な問題に対処するための方策が講じられました。

さらに、平成18年12月には「教育基本法」が改正され、生涯学習の理念（第3条）、家庭教育（第10条）、幼児期の教育（第11条）、社会教育（第12条）、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）などについて規定されました。

令和5年度に第4期教育振興計画が「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとし、閣議決定されました。令和6年度には中央教育審議会生涯学習分科会より、第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理が行われ、今後の誰もが生涯を通して意欲的に楽しく学び続ける社会を目指し、デジタル社会への対応や社会的包摂への対応、社会教育人材の育成などが求められています。

第2節 東京都の動向

東京都においては、平成4年に「東京都生涯学習審議会」が設置され、平成6年に「これからの社会を展望した東京における生涯学習の総合的な振興方策について」の答申が出されました。

また、平成18年12月の「教育基本法」の改正により打ち出された新しい教育の理念を受け、第7期同審議会において「乳幼児期からの子供の発達を地域でささえるための教育環境づくりの在り方について」の答申が平成19年12月に出され、人間形成の基礎を培う「乳幼児期」の重要性を認識するとともに、地域の人々の参画を得た子どもたちを育成する取組が期待されています。

令和6年3月、国の第4期教育振興基本計画を参酌して第5次東京都教育ビジョンが策定されました。第5次東京都教育ビジョンでは令和6年度から令和10年度までの5年間で、東京都教育委員会として取り組むべき3つの柱と基本的な方針、その達成に向けた施策展開の方向性を示しています。柱として「自ら未来を切り拓く力の育成」、「誰一人取り残さないきめ細やかな教育の充実」、「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」などが謳われています。基本的な方針では「健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育」、「家庭、社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進」、「質の高い教育を支える環境の整備」などの様々な方針が示されています。

第3節 瑞穂町の動向

1 生涯学習の経緯

平成7年度に、生涯学習推進検討委員会を庁内生涯学習関連各課から選出された職員で組織し、平成11年度までの5年間、推進のための調査・研究や方策に関する検討を行いました。

平成11年度、社会教育課に生涯学習推進係を設置し、平成13年

度から14年度にかけ、教育委員会による「瑞穂町生涯学習推進計画」を作成しました。この計画は、住民参画による行政計画をめざし、公募を含む10名の学習実践者による委員会を組織し、その骨子を教育委員会に提出しました。

平成14年度に策定した「瑞穂町生涯学習推進計画」について、社会教育課を中心に生涯学習の推進をしてきましたが、「一人ひとりが生涯輝けるまち」づくりをめざし、各分野の連携を強化し、全庁をあげて取り組む計画とするため、平成22年度に第4次瑞穂町長期総合計画を上位計画とした「瑞穂町生涯学習推進計画」を策定し、平成28年度に「瑞穂町生涯学習推進計画【後期計画】」へ改定しました。そして令和2年度に「豊かなこころを育むまち」づくりをめざし、第5次瑞穂町長期総合計画を上位計画として、「第2次瑞穂町生涯学習推進計画」を策定しました。

●瑞穂町における生涯学習に関する主な事項

時 期	内 容
昭和 48 年 8 月	図書館 開館
昭和 60 年度	瑞穂町子ども会連合会 設立
昭和 60 年度	第 1 回青少年の主張 事業実施
平成 2 年 9 月	瑞穂ビューパーク・スカイホール 完成
平成 11 年度	総合人材リスト* 設置
平成 13 年度	生涯学習団体登録制度 創立
平成 13 年 4 月	生涯学習センター オープン
平成 19 年度	放課後子ども教室 開始
平成 19 年度	生涯学習まちづくり出前講座* 開設
平成 19 年 10 月	第 1 回こどもフェスティバル 開催
平成 20 年 3 月	スポーツ・レクリエーション振興計画 策定
平成 20 年度	青少年国際交流事業 開始
平成 22 年 3 月	子ども読書活動推進計画 策定
平成 22 年 3 月	教育基本計画 策定
平成 22 年度	生涯学習推進のための住民提案型協働事業に関する要綱制定
平成 23 年 3 月	第 4 次瑞穂町長期総合計画 策定
平成 23 年 3 月	生涯学習推進計画 策定
平成 23 年 4 月	総合型地域スポーツクラブ*「瑞穂笑夢スポーツクラブ」設立
平成 26 年 11 月	郷土資料館「けやき館」 開館
平成 27 年 3 月	第二次子ども読書活動推進計画 策定
平成 27 年 4 月	第 1 次教育基本計画後期計画 策定
平成 28 年 3 月	第 4 次瑞穂町長期総合計画 後期基本計画 策定
平成 28 年 4 月	瑞穂町の教育に関する大綱 策定
平成 28 年 4 月	体育施設使用料 有料化
平成 29 年 3 月	生涯学習推進計画【後期計画】 策定
平成 29 年 4 月	ふるさと学習「みずほ学」 開始
平成 30 年 3 月	第 2 次スポーツ推進計画 策定
平成 30 年 9 月	第 1 回瑞穂町図書館を使った調べる学習コンクール 開催
平成 31 年 4 月	登録文化財制度運用開始
令和 2 年 2 月	第三次子ども読書活動推進計画 策定
令和 2 年 3 月	第 2 次教育基本計画（学校教育） 策定
令和 2 年 4 月	図書館改修工事基本計画 策定
令和 3 年 3 月	第 2 次生涯学習推進計画 策定
令和 3 年 3 月	第 5 次瑞穂町長期総合計画 策定
令和 4 年 3 月	図書館 リニューアルオープン
令和 5 年 3 月	第 2 次スポーツ推進計画後期計画 策定
令和 7 年 2 月	第四次子ども読書活動推進計画 策定
令和 7 年 3 月	第 2 次教育基本計画後期計画（学校教育） 策定
令和 7 年 5 月	多世代交流センターMIZCUL リニューアルオープン

*：巻末用語解説一覧表を参照

2 生涯学習の取組

平成11年度、住民が主体となる生涯学習や自主学習、主体的なまちづくりをすすめるため「瑞穂町総合人材リスト」を整備しています。

平成13年度、団体・グループ・サークルなどへの活動支援として、公的施設の使用料減免や印刷機の貸出しなどを行う「瑞穂町生涯学習団体登録制度」を立ち上げました。令和6年度の登録認定数は187団体で、延べ2,390人が活動しました。なお、70%が60歳以上の方で、趣味、親睦、健康などのため、多方面で精力的に活動されています。

平成14年度、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用について協定を結び、西多摩地域8市町村の図書館が相互利用できるようになりました。令和6年度は、延べ6,392人の瑞穂町民が他市町村の図書館を、延べ3,855人の他市町村民が瑞穂町の図書館を利用しました。平成23年度には、武蔵村山市と図書館相互利用に関する協定を結び、相互利用できるようになり、令和6年度は延べ188人の瑞穂町民が武蔵村山市の図書館を、延べ2,061人の武蔵村山市民が瑞穂町の図書館を利用しました。また、図書館の蔵書について、平成18年度からウェブサイトから予約ができるようになり、令和6年度は11,850件の利用がありました。

平成19年度、住民と協働して生涯学習によるまちづくりを推進するために「瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座」を開設し、令和6年度末で46講座（住民・団体編4講座、行政編42講座）の登録がありました。

平成21年度、利用者の利便性の向上をはかるため「体育施設等予約システム」を導入し、令和6年度は196件の新規登録がありました。

体育施設の有料化については、平成20年3月に策定した瑞穂町スポーツ・レクリエーション振興計画で、施設利用の適切な負担として、公共サービス利用の受益者負担の観点から、施設利用の適正有料化を推進することとしました。また、平成23年3月に策定した第4次長

期総合計画では、スポーツ施設の管理運営のひとつとして、使用料の適正化をはかることとしました。こうした流れから、第4次行政改革大綱の方針に基づき、使用料などの免除や減額は、一定のルールのもとで行うなど公平性を確保することや、生涯学習推進団体*及びスポーツ関連団体への活動支援の公平性を担保するため、平成28年4月から原則有料とし、これまでの生涯学習推進団体と同様の活動支援を行うこととしました。

平成22年度、「瑞穂町生涯学習推進のための住民提案型協働事業に関する要綱」を制定し、住民（団体・グループ・サークルなど）と町が協働で事業を実施していく体制を整え、令和6年度、8事業を実施しました。また、平成26年10月に「瑞穂町協働宣言*」を策定し、平成27年には住民と町が互いにまちづくりの主体として、役割を分担し、共に考え、一体となって実践する協働によるまちづくりを推進する「瑞穂町協働のまちづくり推進委員会」を発足しました。また、住民の多様なニーズに対応するため、複数の関係機関が協働していく必要があると考え、協働事業のすすめ方を示した「瑞穂町協働事業ガイドライン」を平成30年度に策定しました。令和5年度には、住民、地域の団体など（各種団体、事業者、ボランティアなど）が抱える問題や課題を解決するため、協働の窓口（みずほマッチング）を設置し、地域の団体や企業と町をつなぎ、コーディネートすることにより、協働のまちづくりを推進しています。また、令和7年度に近隣大学と包括連携協定を締結したことにより、今後、生涯学習を含む様々な分野で、町では初の官学連携という形での交流や人材育成、活力ある地域社会の形成・発展が期待されています。

*：巻末用語解説一覧表を参照

3 前期計画の取組に対する評価

第1節 あらゆる年齢における学びあい

1 乳幼児期における学習機会の提供

(1) 乳幼児教育の支援

子育てひろば事業については、認可保育所、幼稚園、認定こども園*など11施設で実施し、認可保育所などを利用していない親子などが参加し、各施設で子育て家庭への支援を行うことができました。また児童館では、各種子育て支援事業を児童館や各コミュニティセンターで実施し、多くの親子が参加することにより、子育て支援を実施することができました。

図書館や子ども家庭センターで実施している乳幼児やその親に対しての本に触れる事業は、広く周知しながら各施設で開催することができました。

各事業とも継続的に実施していかなければなりません。おはなしの会などボランティアの協力が必要な事業では、人材確保が課題となっています。

(2) 家庭教育の支援

家庭教育の支援としては、子育て世代包括支援センターが実施している「マタニティクラス」や「プチママひろば」、生涯学習推進団体「ほっと・カフェ」が実施している住民提案型協働事業「わくわくしゃべりば」などで、子育てに関する情報提供や子育て経験のあるスタッフが子育てに関しての助言することなどを取り入れた事業を実施し、家庭教育の支援を続けてきています。課題としては、広く周知をしているところですが、男性の家事・育児などへの参画や、実施している事業に、より多くの方が参加できるような周知・啓発活動が必要です。

2 青少年期における学習機会の充実

(1) 青少年教育の充実

ジュニアピアノコンテストやニュースポーツ*教室など、青少年期に様々な体験をし、健全育成につながる事業を展開してきました。また、次

*：巻末用語解説一覧表を参照

世代の地域のリーダーを育てる研修事業も開催してきましたが、今後も継続的な事業展開が必要です。

(2) 学校教育の充実

学校教育では、ふるさと学習「みずほ学」を教育課程に位置付け、地域の人材を活用した体験学習を実施し、身近な社会生活に関する学習を通じて、生きていく上での能力や個性を育む教育を進めてきました。

図書館主催の調べる学習コンクールでは、図書館と学校図書館が連携をはかり、課題解決力を育成するとともに、図書館の利用価値を学ぶことができました。引き続き両者が連携して事業を推進していきます。

3 成人期・高齢期における学習機会の提供

(1) 成人期の生涯学習の支援

二十歳を祝う会では、対象者から募集した実行委員による企画運営で第2部を開催し、町がその支援を行ってきました。成人期は個々の多様な学習形態により、活動の実態がつかみにくい状況があります。学習成果の地域へ還元するための支援と、その成果を活用し、地域の活性化に引き続き取り組みます。

(2) 高齢期の生涯学習の支援

生きがいつくりや人生をより豊かなものにするために、地域での活動を支援してきました。ピアノ初心者の方のためのぴあのくらぶみずほや、介護予防となるぴんぴん健康体操など多くの事業も実施し、多くの方に学習機会を提供することができました。また、高齢者福祉センター寿楽を改修し、令和7年5月にリニューアルオープンした多世代交流センターM I Z C U Lでは生きがいつくりの事業を推進していきます。

4 学校・家庭・地域の連携

(1) 青少年の健全育成による連携

学校・地域・町がそれぞれ連携して、様々な事業を展開しています。町

では青少年問題協議会を開催し、学校や警察、青少年に関連する団体間で情報共有し、町全体で青少年の健全育成に取り組んでいます。

子ども会連合会については、人口減少も影響し加入者が減少しており、休会する子ども会が増えています。子ども会連合会と連携して活動内容や加入について町ホームページや広報みずほでも引き続き情報発信を進めていきます。

(2) 安全・安心なまちづくりによる連携

地域の自主防災組織や自主防犯組織、防犯協会、交通安全推進協議会などが連携して防災訓練や通学路や公園での声掛けやパトロール、町内行事時の交通誘導など、各組織が連携し、安心・安全なまちづくりに取り組んでいます。

第2節 生涯学習の場と機会の提供

1 生涯学習環境の整備

(1) 生涯学習活動の場の整備・提供

スカイホールや生涯学習センター、各コミュニティセンター、町内各スポーツ施設、町内小・中学校施設の開放、また、令和4年3月にリニューアルオープンした図書館、令和7年5月にリニューアルオープンした多世代交流センターMIZCULなど、生涯学習活動の場の整備・提供は広がっています。しかし、学校施設を含め、町内各スポーツ施設などでは施設の老朽化が進んでおり、計画的な改修が必要です。

(2) 生涯学習情報の提供

広報みずほや町ホームページ、教育委員会の広報誌である「みずほの教育」や教育委員会・図書館・郷土資料館の各ホームページ、その他広報誌で、イベント情報や事業報告など情報提供を進めています。

2 学習機会の提供

(1) 現代的課題*に対応した学習機会の提供

生活習慣病予防の講座や健康診断・学校の体力テストなどの実施を通じて、超高齢社会という現代的課題に対応した学習機会を提供してきました。課題としては、生活習慣病予防の講座などの参加率が低い若い世代への周知・啓発の方法に工夫が必要な点です。

(2) 生涯学習関連施設*における学習機会の提供

地区会館やコミュニティセンターなど生涯学習関連施設で、高齢者、子育て、障がい者、全世代向けのサロンが26事業実施されており、地域住民が気軽に集える場となっています。

(3) 人権に配慮した学習支援

町内小・中学校では、「みずほあったか先生」を掲げ、児童・生徒の人権感覚を向上させる取組を実施してきました。また、2つの小学校の総合学習において、企業や地域のボランティアの協力のもと、障がい当事者に講師を依頼し、福祉体験を実施しました。

ほかにも人権に配慮した事業は実施されていますが、小・中学校で継続して人権教育を推進していくことが、一定の効果を上げることにつながります。

(4) 姉妹都市等との交流

姉妹都市であるアメリカ合衆国モーガンヒル市との交流は、コロナ禍によって実施することができませんでした。

今後、姉妹都市との交流事業再開に向けて調整する必要があります。

*：巻末用語解説一覧表を参照

3 ふるさと意識の醸成

(1) 文化活動の推進

ふるさと学習「みずほ学」を教育課程に位置付け、地域の人材、資源を活用し特色ある教育活動を実施することで郷土の歴史、文化などへの理解を深めることができました。

郷土資料館などにおいて古文書講座や郷土歴史講演会、企画展などを実施し、郷土への理解促進につながりましたが、地域の人材が不可欠で、人材確保が当面の課題となっています。

文化活動において顕著な成績を収めた個人や団体を文化賞として表彰し、文化振興につなげました。

(2) 環境学習の実施

農業委員会が主催である町内在住者や町内在住の小学生とその保護者を対象とした町の農業を体験する「農ウォーク」を実施しました。

各学校においては、地域の実態に合わせた自然や環境などへの取組を実施しました。

このような学習活動は、継続して実施することにより、自然や環境に対する理解が深まり、ふるさとに対する愛着につながります。

(3) 文化財保護意識の高揚

郷土資料館では町の歴史や文化など多くの魅力を知っていただくため、常設展示室での展示のほか様々な企画展を実施しています。また、隣接する耕心館でも企画展示を実施し、文化や歴史などに触れる機会を提供しています。

今後の課題は、町の歴史や文化を今以上に知っていただくための事業を企画・実施していくことが必要です。

第3節 自主的な学習活動への支援

1 生涯学習の普及・啓発

(1) 生涯学習に関連した情報誌等の作成

生涯学習の普及・啓発のため、情報誌などを作成し、「いつでも・どこでも・誰でも」学習に取り組むことができる体制を整えています。社会教育課では生涯学習推進団体のパンフレット、郷土資料館では郷土の歴史や文化財に関する冊子を作成するなどして、周知をはかっています。

(2) 交流・コミュニケーションの促進

生涯学習関係団体が交流できる機会の提供については、現在、方法などについて研究・検討を行っています。後期計画期間では、団体間でコミュニケーションをはかり、それぞれの団体の活動に生かせるような情報共有などをはかります。

多世代交流センターMIZCULでは、多世代が交流し、互いにつながり、自分の居場所と感じられるような施設運営を推進していきます。

2 人材の養成・活用・支援

(1) 人材の養成・活用・支援

住民の生涯学習をささえる新たな人材の育成支援を行うとともに、次世代の地域のリーダーの育成をはかるための取組を実践してきました。

ジュニアリーダー養成事業は、令和6年度では年6回の開催で延べ78名の参加がありました。この事業は継続した実施により人材育成がはかれるため、引き続き実施していきます。

総合人材リストは、新規登録や活用の実績が少ない状況が続いています。引き続き、制度内容を地域の様々な場で周知していきます。

(2) ボランティア活動の推進

町内の様々な場面でボランティアが活躍しています。瑞穂町社会福祉協議会で開催しているボランティア養成講座や町内小学校での認知症サポーター養成講座など、ボランティアへの理解を深めることができました。

ボランティア活動に関心はあるが、どのような活動があり、どうやって始められるのかがわからないという声も聞かれるため、様々な方法で周知をはかる必要があります。

3 団体・グループ・サークル等の支援

(1) 自立に向けた支援

187団体の生涯学習推進団体、16の老人クラブ、その他福祉団体など、多くの団体が町内で自主的に活動しています。各団体それぞれ状況に違いはありますが、それぞれの団体に合わせた支援を継続していくことが必要です。

(2) 協働による事業の実施

生涯学習まちづくり出前講座や住民提案型協働事業、また、こどもフェスティバルや総合文化祭など、住民と町が協働して多くの事業を実施してきました。それぞれの事業を継続して実施するとともに、活用が少ない生涯学習まちづくり出前講座については、さらなる周知をはかっていきます。

(3) 情報交流の促進

社会教育関係団体、文化団体、生涯学習推進団体などの情報交換や交流は一部の団体のみとなっています。

こどもフェスティバルや総合文化祭協力団体については、実行委員会内で情報交換や交流ははかられています。今後は、多くの団体の情報交換・情報共有の促進をはかります。

4 スポーツ活動の推進

(1) 地域スポーツ活動の普及・実践・推進

地域で活動する総合型地域スポーツクラブを支援し、自主運営の推進をはかりました。

瑞穂町スポーツ賞として、スポーツ競技において顕著な成績を収めた方を総合文化祭開会式で表彰し、住民にスポーツへの関心を促し、自らが楽

しみ、健康増進をはかれるよう、スポーツ活動を推進しています。

(2) スポーツを通じた交流の促進

スポーツフェスティバルや駅伝競走大会を開催し、スポーツを通して、参加者同士はもとより、地域の方々にも協力いただき、地域コミュニティの絆を強めることができました。

ただし、両事業とも運営には多くの方の協力が必要なため、人員の確保が大きな課題となっています。

第4節 生涯学習に寄与する図書館の利活用

1 誰もが快適に利用できる新たな空間

(1) 図書館改修事業の推進

図書館改修工事基本計画に基づき改修を行い、令和4年3月に図書館がリニューアルオープンしました。また、改修後の図書館が利用者の新たな交流の場となるため、図書館ファンクラブや自主団体との協働事業を実施しました。

(2) 利用者の利便性の向上

リニューアルした図書館は、バリアフリーやユニバーサルデザイン*などに配慮した施設となりました。また従来の図書分類を超えて、日々の暮らしに近いテーマや地域性に根ざしたテーマに沿って本や資料を配置するテーマ配架を導入しました。あわせて利用者がより手に取りやすくなるよう配置換えも随時行っています。

2 生涯学習を支援する調べ学習*機能の充実

(1) もとめて学び、学んで活かす活動の実施

図書館を使った調べる学習コンクールを実施してきました。図書館資料を活用し、身近な疑問を調べ、まとめ、発表するという一連の学習を通して、課題解決力を育成し、図書館の利用価値を学ぶことができ、毎年多くの作品の応募があります。

*：巻末用語解説一覧表を参照

(2) 読書の機会の提供

図書館で除籍した図書のリサイクルを積極的に行い、保育園、幼稚園、小・中学校や公共施設などへの配布を優先し、その後、一般の方への無料配布を実施し、再利用につとめています。

来館が困難な高齢者などを対象とした本の宅配サービスを令和4年4月から実施し、利用回数、貸出冊数は年々増えています。

3 様々な媒体の図書館資料の活用

(1) 蔵書の充実

住民の生涯学習を支援するため、リクエストに応えながら、様々な分野、様々な媒体による蔵書を充実させてきました。

(2) デジタル化した資料の利活用

「瑞穂町史」や「わたしたちの瑞穂町」をはじめとした図書や、町に関する画像や音声、動画などの資料をデジタル化し、ホームページで公開しています。

第5節 生涯学習推進体制の整備・評価

1 生涯学習推進体制の整備

(1) 生涯学習推進組織の充実

町の生涯学習の拠点となる生涯学習センターでは、各関連施設と連携するとともに、生涯学習に関する情報の提供や事業を実施し、生涯学習を推進しています。また、多くの生涯学習推進団体の活動拠点としての役割も果たしています。

(2) 生涯学習関連機関との連携強化

生涯学習関連機関との連携では、地区青少年協議会や青少年問題協議会などの場で、地域や関係機関と情報共有をはかり、連携を強化しました。

4 生涯学習の課題

今日の社会情勢は、少子高齢化がすすみ、インターネット、携帯電話、スマートフォンなどの情報通信技術の進展に伴い、住民生活に大きな影響を及ぼしています。地域教育力の低下、地域コミュニティの衰退などの問題も生じています。

町でも高齢化がすすみ、高齢化率は令和7年10月現在で30.2%と年々確実に上がっています。また、全国的にみても同様で町でも町内会・自治会や子ども会、老人クラブの加入者は減り、地域コミュニティが希薄になりつつあります。地域のつながりの希薄化などによって、異なった世代間の交流が少なくなってきました。このような状況の変化のなか、人と人とが交流できる場の提供や、住民と行政との協働を目的とし、高齢者福祉センター寿楽を改修し、多世代交流センターMIZCULを開設しましたので活用の促進が必要です。

町では、福祉や環境問題、地域課題に関する講座や教室などを実施していきませんが、高齢者の学習やリカレント教育*の機会も考慮しつつ、そのPRをはじめ、様々な世代がより参加しやすい事業を展開する必要があります。また、各種講座や教室などで学習したことを、住民がボランティア活動などで生かせる仕組みや事業について、引き続き研究、改善が必要です。

また、令和2年2月頃からはじまった新型コロナウイルス感染症の流行により、コミュニティが希薄化し、町の生涯学習活動にも様々な影響がありました。一方で、感染症流行の経験が、新たな価値観や学びのかたちとして、自己完結型の趣味の増加やオンラインサービスの充実、リモートワーク・オンライン授業など、直接人とかわらない生活様式を生み出すという側面もありました。計画では、これらの経験を生かしながら、生涯学習をすすめていく必要があります。

*：巻末用語解説一覧表を参照

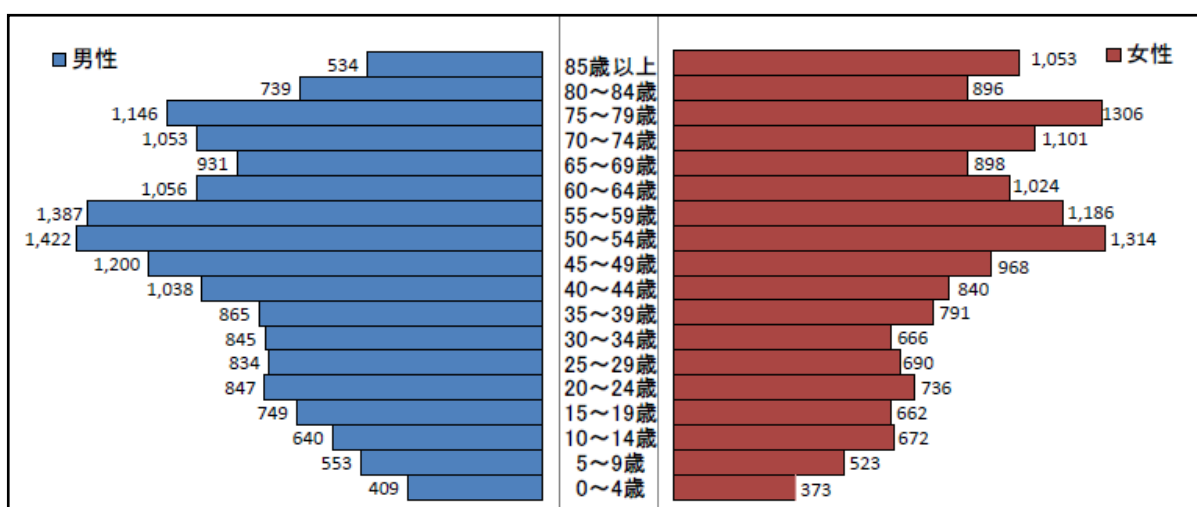
【瑞穂町年齢別人口 令和7年10月1日現在】

	19歳以下	20～39歳	40～59歳	60歳以上	計
男	2,351	3,391	5,047	5,459	16,248
女	2,230	2,883	4,308	6,278	15,699
計	4,581	6,274	9,355	11,737	31,947

【加入状況】

- ・町内会・自治会加入率 32% (令和7年4月1日現在)
- ・子ども会加入者数 551人 (令和7年9月1日現在)
- ・老人クラブ加入者数 660人 (令和7年6月1日現在)

【男女別／瑞穂町5歳階級別人口構成 令和7年10月1日現在】



5 生涯学習の推進

瑞穂町教育委員会は、令和8年度からスタートする第5次長期総合計画後期基本計画にあわせ、これまでの生涯学習推進計画を骨子に関連する部署などから意見を聴き、見直しをはかりました。第5次長期総合計画の基本目標のひとつである「豊かなところを育むまち」では、後期計画策定後も各分野の連携を強化し、全庁を挙げて引き続き取り組んでいきます。

生涯学習は、子どもから高齢者まで全ての住民が「いつでも・どこでも・誰でも」自由に学習でき、その成果を活かすことのできる社会づくりをめざしています。そのためには、引き続き学習機会の提供や環境整

備を推進する必要があります。各種講座、「まちづくり出前講座」や「総合人材リスト」など既存事業について現状に合わせ見直し、より住民の視点に立った事業内容を展開します。また、住民と町が協働し、生涯学習の観点から地域づくりや地域の教育力の向上を推進します。

施設面では生涯学習センター、スカイホール、郷土資料館「けやき館」、耕心館、図書館、元狭山ふるさと思い出館、町民会館、3か所ある各コミュニティセンター、MIZCULなど既存施設を活用し事業を推進します。今後、社会情勢や人口構造の変化をふまえ、町内で公共施設の適正な配置と効率的な管理運営をめざし、必要な住民サービスを確保した上で、整理統合や除却、施設使用料について受益者負担の適正化なども含め検討が必要です。大規模改修や建替えなどを検討する場合には、町財政状況を勘案しつつ、クラウドファンディング*やネーミングライツ*、PPP/PFI*などを活用した公共サービスを研究します。また、各施設の老朽化がすすんでいる現状をふまえ、施設ごとに適切な維持管理につとめるとともに、利活用も含め今後のあり方について検討していきます。

生涯学習社会の実現に向け「あらゆる年齢における学びあい」、「生涯学習の場と機会の提供」、「自主的な学習活動への支援」、「生涯学習に寄与する図書館の利活用」、「生涯学習体制の整備・評価」を基本方針とし、「住民の担う役割と行政が担う役割」を検証しつつ推進します。

*：巻末用語解説一覧表を参照